

常時観測火山に「中之島」を追加します

気象庁では、「中之島」（鹿児島県十島村）において、常時観測・監視する体制を構築するため、火山観測装置の整備を進めてきました。今般、常時観測・監視体制が整ったことから、令和8年3月26日に常時観測火山に「中之島」を追加します。

気象庁は、111の活火山のうち50火山について、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の火山観測装置を整備し、大学等研究機関や自治体・防災機関等からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視しています（常時観測火山）。

活火山である「中之島」（鹿児島県十島村）については、政府の火山調査研究推進本部政策委員会において「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な火山」とされ、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域に指定されたことを受けて、常時観測・監視体制を構築するため、令和6年度からの2か年で火山観測装置の整備を進めてきました。

今般、これら観測装置の整備が完了し、常時観測・監視する体制が整ったことから、令和8年3月26日に「中之島」を常時観測火山とします。

これにより、火山活動を24時間体制で常時観測・監視する常時観測火山は50火山から51火山になります。

気象庁は、引き続き、噴火警報等の適時的確な発表に努め、地元の自治体等と連携・協力した防災活動を支援してまいります。

別紙：気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視する火山（常時観測火山）
中之島の観測点配置図

問合せ先：

（観測・監視体制について）

地震火山部 火山監視課 瀧沢

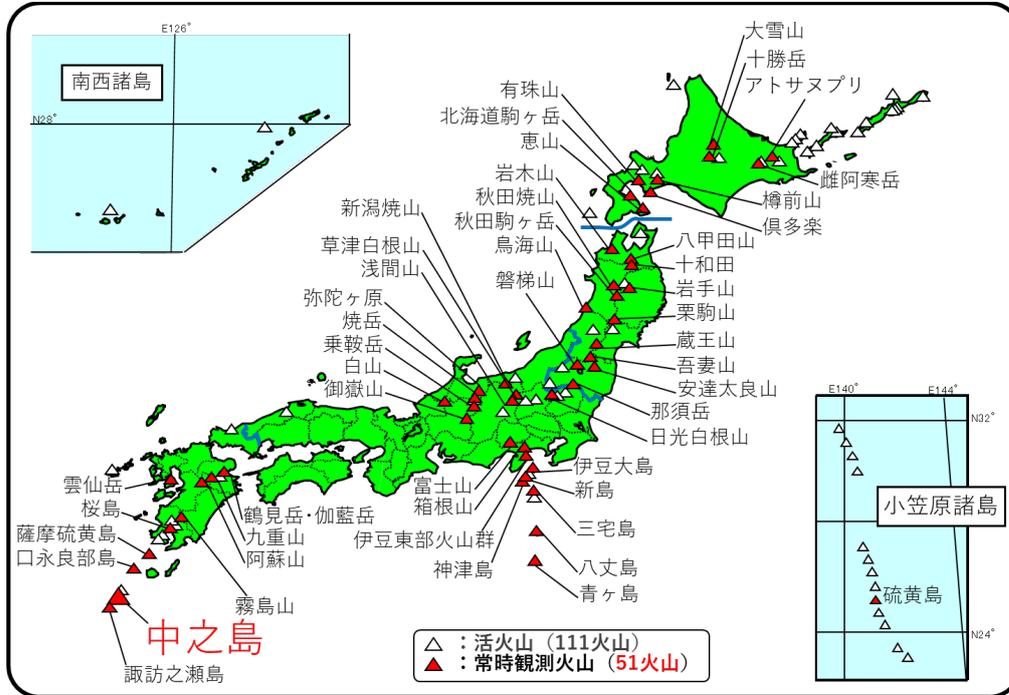
電話 03-6758-3900（内線 5183）

（情報発表について）

地震火山部 火山監視課 今野

電話 03-6758-3900（内線 5211）

気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視する火山(常時観測火山)



中之島の観測点配置図

